

山形大学歴史・地理・人類学論集

第20号 別刷

17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争
—「五分の一税」をめぐって—

浅野 明

山形大学歴史・地理・人類学研究会

2019年3月

17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 —「五分の一税」をめぐる—

State, Societies and War in Russia in the first half of the Seventeenth Century :
A Study of “*Pjatina*”

浅野 明
ASANO, Akira

キーワード :

Key words : Russia, War, the Seventeenth century, “*Pjatina*”

はじめに

スモレンスク戦争 (1632-34年)¹⁾ が重大な局面をむかえていた1634年1月、モスクワで、およそ2年ぶりにゼムスキー・サポール (Земский собор、以下、サポール) が開催された。²⁾ サポールは、召集を伝える勅令の発布からわずか1昼夜のうちに、クレムリ内のスタローヴァヤ・イズバーで開催された。ここで、戦費枯渇の危機に瀕している国庫を救済するとともに、ほとんど崩壊状態にある軍隊を立て直して戦況を打開するための速やかな対策として、二つの施策が決定された。一つは「懇請による醸金」(Запросная, Запросные дениги、以下、懇請金)の要請である。懇請金とは、ストローガノフ家のような特権的な大商人や富裕な修道院などを主な対象に、しかし幅広く「自発的な」醸金を要請するもので、すでに121年(天地創造紀年7121年、西暦1612/13年)³⁾ に実施されていた。これを再び実施することになったのである。⁴⁾ この手段は、政府にとっても、住民にとっても悪いものではなかった。政府に

とっては、比較的短期間に資金を調達することができたし、負担の軽重に配慮する必要があまりなく、住民にとっては、重すぎる負担に圧迫される危険性も少なかったからである。⁵⁾ しかし、これでは十分な資金は集まらず、何よりももっと安定的で多額の歳入を望める臨時税の施行が、政府にとって必須の課題となっていた。この課題に応えるためにサポールで決定された第二の施策が、五分の一税 (Пятина, Пятинные дениги) の徴収である。

五分の一税もまた、122 (1613/14) 年に初めて導入されて以来、123 (1614/15) 年、124 (1615/16) - 125 (1616/17) 年、127 (1618/19) 年、141 (1632/33) 年とすでに5回の実績を重ねていた。新たな五分の一税の徴収が、サポールにおいて速やかに決定されたのもそのためであったろう。しかし、このときに決定された第6回の五分の一税は、122年の第1回のそれと比べると、名称は同じでも、その内実はかなり変化していた。この変化は、第1回徴税の際に各地で頻発した

混乱と住民の反発および種々の抵抗に対して、第2回徴税以降、政府が、その基本部分にまで及ぶ修正を順次加えることで対応してきた結果であった。逆に言えば、この税は、初めて導入されたときにはロシア社会にほとんど受け容れられなかったということを意味する。混乱と反発の原因は、直接的には、税を取る側つまり政府と官署役人たちに、種々の複雑で困難な状況に対応する準備ができていなかったというところにあった。それは、徴税の実務を指揮した官署役人の曖昧な姿勢にあらわれていた。しかし、彼らがなぜそのようなはっきりしない態度を取らざるを得なかったのかということを考えれば、この税の理念が、そもそも当時のロシア社会の現実に対応するものではなかったのではないか、という疑問が生じるのである。しかしその後、政府が比較的短期間のうちに手直しを重ね、その結果を社会の側も最終的に受け容れていった。つまり、五分の一税という税制が、それ自体も大きく変化しつつあった17世紀前半のロシア社会の現実に、何度も修正を重ねることによってしだいに適応していったと考えることができよう。

小稿の筆者が関心を持つのは、五分の一税をめぐるこれら一連の事実とその背景についてである。政府が執拗に繰り返し修正を施したということは、動乱を経て新たに成立したミハイル政府が、サポールと協働して、この税制を国家財政の基本の一つと位置づけ、何とかこれを社会に定着させようとして、社会の側に能動的かつ執拗に働きかけたということにほかならない。一方、働きかけを受けた社会の側も、当初は困惑・混乱し、ときに強く反発することがあったものの、最終的には

修正・変更されたこの税を受け容れるにいたったのである。両者のこのやり取りは、サポールを媒介として、政府と社会のそれぞれが互いに妥協できるぎりぎりの線を探りつつ、動乱後の国家のあるべき姿をめぐって、抽象化された理論の次元においてではなく、眼前にある現実の国家の在りようから、真剣に「対話」を交わしていたと考えることができよう。サポールを支えとするミハイル政府には、自らの意志を一方向的に社会に押し付ける力はなかったからである。もちろん、国家と社会の対話という事実はいつの時代にも存在するし、そもそもそれなくして権力は存続できないであろう。したがって問題は、対話があったかなかったかではなく、その対話のあり方、具体的内容、背景にある歴史的な特徴の解明にある。それはまた、この税制がなぜ繰り返し修正されねばならなかったのか、という興味深い問題の検討にもつながっていく。

小稿は、五分の一税について、例えば財政史あるいは法制史の観点から詳細に検討しようとするものではない。われわれの関心は、五分の一税の問題を手がかりに、17世紀前半つまりツァーリズム成立期のロシア（モスクワ国家）における国家と社会との「対話」について考察することにある。それは、言い換えると、五分の一税の導入とその変容の過程を政治史的に読むということにほかならない。したがって、財政制度としての五分の一税の検討は、古典的な研究に依拠したきわめて限定されたものにとどまっており、論争的となってきた多くの論点についても深く考察しているわけではない。このことを、あらかじめお断りしておきたい。

I. 五分の一税の導入

1. 17世紀前半の税制

17世紀初頭のロシアにはすでに多種多様な税が設定されており、より古い時代に起源を持つその多くについて詳細を語ることはできない。⁶⁾ここでは、行論に必要な範囲で、ごく簡潔に述べるにとどめたい。

国庫の財源の中心となっていたのは租税公課(налог)で、それは直接税と間接税からなっていた。前者の代表は、ソハー台帳(сошное письмо)に基づいて賦課された国税(тягло)で、課税単位であるソハーは、農民にあっては地積つまり耕地の大きさによって、ポサード民については戸数によって定められていた。ここで重要なのは、国税は、農民においてもポサード民においても、まずそれぞれの共同体にその総額が一括して賦課され、その後、共同体自身が、成員相互の間でそれぞれの担税能力に応じて、税額の割り付けを行ったという点である。これについては後述することにして、ここでは話を先に進めよう。もう一つの間接税の代表は関税である。これにも多種多様な種類があったが、それぞれの担税者の負担を示す関税簿(таможенные книги)が作成・保管されており、外国人商人に対する関税もそこに記載されていた。そのほかの重要な租税公課として、酒税、銃兵税、郵便税、捕虜買戻し税などがあり、これらの税負担が、住民の肩に重くのしかかっていた。⁷⁾

17世紀初頭の動乱は、これらの税制の全体を大きく動揺させた。既存の政治体制の崩壊、外国軍の侵入と内戦、飢饉と疫病の常態化などにより、徴税がしばしば不可能となった。税収は大きく落ち込み、国家の歳入不足は深

刻になった。この結果として、「ミハイル政府は、前任者から、空っぽの国庫と前財政システムの再建を遺産として受け継いだ」のである。⁸⁾政府が意図した租税公課の滞納分の支払い請求は、住民の抵抗でしばしば不首尾に終わった。このような状況で政府が頼ったのが、懇請金と臨時税とであった。臨時税としての五分の一税も、政府にとっては極めて厳しいこのような状況に促されて現れてくる。

2. 五分の一税の導入

初めて五分の一税の導入が決定されたのは、遅くとも122(1614)年4月6日のサポールにおいてであった。⁹⁾ヴェセロフスキーによると、この新税の基本理念は動乱時代のニジニ・ノヴゴロドで生まれた。それを実行に移して短期間に大きな成果を挙げたのが首都解放軍の組織者として知られる同市のクジマ・ミーニンで、この成功が、サポールがこの税をロシア全土に導入する契機になったという。¹⁰⁾このことがあったからであろう、首都モスクワとその周辺の国有地などでの五分の一税の徴収は、クジマ・ミーニンと書記官アフアナシー・エヴドキモフに委ねられた。一方、モスクワを除く全土からの徴税に責任を負ったのは、ウースチュク・チェチを統轄していたトゥシノのドゥーマ会議書記官ピョートル・トレチャコフと使節官署書記官サツヴァ・ロマンチュコフの2名であった。

ところで、五分の一税に関連する史料は少なくない。しかし、サポールの決定やそれを受けて出された命令書など、制度の基本的な枠組みを検討することのできる史料は、あまり残されていない。したがって、そもそも制度の基本部分を知るための史料を、別の文書

に引用されているところから探っていくしかないのである。いま問題にしているサボールの決定について言えば、その後に出された諸史料に、いずれも断片的にはあるがその一部が引用されており、それらをもとにヴェセロフスキーが再構成してくれている。それによると、最終的な決定の骨子は次のようなものであった。なお、ヴェセロフスキーが括弧書きで補足しているヴァリエーションについては、ここでは省略する。「われらの法令により、また府主教たち、大主教たち、すべての聖職者たち、ポヤールたちと顧問官(окольничий)たち、書記官たち、士族たちおよびあらゆる位階の人々からなるモスクワ国家の決定により、現在、スモレンスク、ノヴゴロド、その他の諸都市の城下でポーランド、リトアニアの人々との戦いの勤務についている兵士たちに対する手当てに充てる資金を徴収するために(для денежных сборов ратным людям на жалованье, которые ныне на нашей службе под Смоленском и под Новым-городом и под иными городами против польских и литовских людей)、顧問官たち、大なる士族たち、および彼らとともに、教会から掌院たちと修道院長たちが、諸官署から書記官たちが、諸都市に派遣される。そして、資金の徴収に関するわれらの訓令(наказы)が、使節官署から、われらのドゥーマ会議書記官 П.Третьяков の署名が付されて彼らに与えられる」。¹¹⁾ みられるとおり、この決定には「資金を徴収するために」(для денежных сборов) というごく一般的な表現があるだけで、新税の導入についてのみならず、五分の一という割合についても、何も語られてい

ない。しかしこの決定に基づいて、その後、一部で懇請金が「徴収」されたこと、また一部で五分の一の割合での資金の徴収が実施されたこと、この二つの事実を疑問視する研究者はいない。つまり、同じく「資金」といっても、ここには、前年の121(1612/13)年に続く再度の要請となった懇請金と、「五分の一の資金」のちの「五分の一税」の新たな導入という、全く性格を異にする二つの「資金」が含意されていたのである。いずれにせよ、この決定は、「全土で資金を徴収する、そのために特別な態勢が組まれる」ということを伝えるだけである。そこで、「資金徴収」を実施するための具体的な内容と規定については、監督官署となった使節官署から、徴収の実務に当たった責任者に発給された訓令にすべてが委ねられていたことになる。そこで、この訓令の具体的な内容を検討しなければならないが、その前に、「資金徴収」の一般的な業務手順について確認しておこう。そうすることで、このあとの議論も、わかりやすくなるように思われる。もっとも、懇請金については特別の手順が規定されていたわけではないから、ここでの手順はすべて、五分の一税の徴収に関するものである。

サボールの決定にあるように、当時前線にあった兵士たちに給与を支払い、必要な糧秣を供給して戦いを継続するために、全国土から資金を集めることになった。そのために、まず勤務人(士族)、聖職者、官署役人各1名を原則とする特別委員会が、このために設定された地区ごとに組織された。彼らが、各地の徴税に最終的な責任を負う徴税委員(пятинщики, сборщики)¹²⁾である。ヴェセロフスキーによると、管轄区域の数はモス

クワを含めて9区域、委員の数は、モスクワのように2名あるいは北部の都市ヴァガのように4名の区域があったので、全体で25名であった。¹³⁾派遣される際、彼らには具体的な業務内容を指示した訓令が発給され、彼らはこれを携えて指定された任地に赴く。その後の徴税委員に課せられた任務は、ごく一般的な流れで言えば次のようなものだった。¹⁴⁾

着任すると、彼らは、当該地域の聖職者、すべてのポサード民と郡の人々を集め、彼らにサボールの決定を読み聞かせ、さらに自ら言葉を発して、資金の徴収について記した君主からの文書とサポールからの文書を手交する。次に、徴税委員は、担税者の課税対象を査定して課税標準(оклад)を定めさせるために、ポサードおよび郡のそれぞれにつき、地位に応じて上位、中位、下位の人々から2人ずつ、全部で12人の査定人(окладчики)を選出させた。選ばれた査定人は、公正に査定することを十字架に誓う。査定人は各担税者の課税対象を査定して課税標準を決定する。その後、彼らは担税者名簿を作成し、これに自らが査定した課税標準を書き加えたうえで、徴税委員に提出する。書類の提出を受けた徴税委員は、この書類に基づいて実際の徴税を行った。¹⁵⁾ 徴税業務がすべて終了すると、徴税委員は、担税者の名前とそれぞれの徴収額を記した一覧を作成し、これに報告書(отписка)を添えて、徴収した資金とともに官署に提出した。こうして一区域の徴税業務が完了すると、徴税委員は次の任地に向かい、そこで同じ手順を繰り返したのである。

上述の業務手順は、徴税委員の行った具体的な業務をごく一般化して簡潔に、その骨子のみを整理したものであり、実際にはさまざま

まのヴァリエントがあった。それでも、彼らの実行すべき業務が複雑・煩瑣で、難しいものであったことは十分想像できよう。そこで、以下では、第1回の五分の一税の徴収が、実際のところどのようなものであったのか、その実態を、この手順に沿って検討してみたい。

3. 官署と五分の一税

最初に問題になるのは、監督官署であった使節官署から、それぞれの徴税委員会に発給された訓令の内容である。122年のペローゼロやヴォーログダ宛ての訓令では、サボールの決定と同じく、資金の記載はあっても、それが税であることや五分の一という割合の記載はなく、一方、ウーグリチ宛てのそれでは、住民は資金を貸さなければならないこと、それは強制的な借入れであるが、それでもやはり借入れであって税ではないことが強調されていた。¹⁶⁾ つまり、122年の時点では、五分の一税について明確に規定していない事例があるのみならず、もっぱら借入れについてのみ言及している訓令もみられるのであり、これだけを見れば、実際のところ、五分の一税という新しい税がどのように処理されていたのか明確ではない。しかし、五分の一税が徴収されていなかったかといえば、おそらくそうではない。まず借入れの方から見ておこう。

サボールの決定によれば、資金は、例外なくあらゆる人々から徴収しなければならないが、各種の免税特権を保持している者たちからも資金を確実に「徴収」しようとするれば、税という形式をとることができない以上、強制的な借入れという形をとらざるを得なかったであろう。「税ではない」というこ

とをことさらに強調するのはそのためにほかならない。とはいえ、特権保持者にしても、これは事実上の税であると認識せざるを得なかったであろう。その場合、特権保持者たちは、徴収された資金の返金もしくは何か別の義務によるその相殺を求めた。それは、大商人や修道院だけではなかった。例えば、モスクワに居住するドイツ人ユリエフによる125(1616/17)年の嘆願書の写しが使節官署の記録に残されている。「先年122年に、ヴォーログダで、ボゴヤヴレンスキー(修道院)の掌院マルケルとその同役たちが、彼の財産から懇請金50ルーブリを取り立てたそうである(доправили деи на нем на Вологде запросных денег богоявленский архимандрит Маркелл с товарищи с животов его 50 рублей денег.)。しかるに、彼には君主の恵与状があって、それによると、どんな都市でも、国家のいかなる義務負担も、またいかなる追加金も彼から徴収してはならない、ということである(А у него деи государева жалованная грамота, что на нем никаких государевых податей и никаких наметов ни в котором городе имать не велено)」。これを根拠にユリエフは、この50ルーブリは、「彼の商品に課される君主の税に算入されるべきであり、関税簿に基づいて彼の商品から君主の税を徴収すべきである(зачести с его товаров в государеву пошлину, счетчи по книгам, что с товара государевых пошлин доведется взять)。もし税によってもこれらの資金に残りがあれば、それらの残金は、

君主の関税収入から彼に引き渡すようにすべきである(А будет что тех денег за пошлинами останется, и те достальные деньги велеть отдати ему из государевых из таможенных доходов, что доведется)」と主張していた(「ドイツ人ユリエフから徴収された懇請金を関税に算入することについての使節官署からノヴゴロド・チェチへの命令書」1617年3月6日)。¹⁷⁾ 修道院の場合も同様で、いくつかの修道院には、資金の返却が命じられている。もっとも、教会・修道院の場合には、「(その代わりに)修道院、都市、野営中の兵士たちを悪党どもから守り、修道院の金庫から兵士たちに手当てを与える(А они(за то) ратных людей в монастыре и город и осаду от воров держат собою и жалованье ратным людям дают из монастырской казны)」ことになっていた(「五分の一税の徴収に関する使節官署の文書」1615年1-5月)。¹⁸⁾ このような事例から、免税特権をもっている者からも、借り入れという形式をとりつつ事実上の税として、「資金の徴収」が行われたことがわかる。

しかし一方で、五分の一という割合が文書の中で明示されていることもある。1615年4月のストローガノフ家に宛てた文書には、「われらの法令と全土の決定により、モスクワ国家のすべての諸都市の、すべての人々の財産から、勤務人への手当てのために、五分の一の資金を徴収すべきである(По нашеиу указу и всей земли приговору велено со всех городов Московскаго государства со всяких людей с животов

сбирати служивым людям на жалованье деньги — пятая доля)』と書かれている。¹⁹⁾この文書の発給が、サポールによる資金徴収の決定から1年あまり後であること、「五分の一」という文言が何の説明もなく用いられているところから、五分の一税の徴収が各地ですでに進行していたことがうかがわれる。このように、一部の者たちに対する懇請金もしくは借入れ金という形式と、別の人々におけるまぎれもない税つまり五分の一税の徴収とが並存しているという事実が、五分の一税の第1回徴収時の特徴である。これは当時の政府が、二つの形式に本質的な相違をみていなかったことを示唆するもので、大変に興味深い。いずれにせよ、例外なくすべての人々から資金を徴収しなければならないという課題を前にして、官署役人はそれぞれの地域の事情を勘案せざるを得ず、その結果、相互に内容もしくは力点を異にする訓令が発給されざるを得なかったのであろう。やや先走って言うておけば、現場を預かった徴税委員自身も、常に訓令に忠実であったわけではなく、彼ら自身の判断で行動せざるを得ない場合もあった。同じ方針に基づいていたはずであるのに、徴税の実務を伝える公式の文書の内容に少なからず相違があるというのが実態で、この事実が多くの研究者を困惑させてきたのである。

しかしそれにしても、五分の一税の徴収について使節官署が発給した多くの文書に、ある種の曖昧さが付きまとっていることにも注意しないわけにはいかない。これについてヴェセロフスキーは、「ここには、何かはつきりしないものがある。」とし、「徴税委員に宛てた訓令では、多くの項目が、当時の言い方

で「不明瞭に」(глухо)記述されており、それが、明快な原則に基づいてではなく、人物と財産しだいで、つまり簡単に言えば、誰がより多くを与えることができ、しかもより抵抗が少ないかということを判断して資金を徴収する幅広い自由を、徴税委員たちに与えたのである。」と述べている。²⁰⁾つまり、原則を維持することよりも徴税をより効率的に進めることの方を重視した官署役人は、徴税委員の裁量に多くを委ねたという理解であろう。重要なのは、五分の一税の導入とその第1回の徴収において主導権を握っていたのは、官署役人であったと思われることである。穏やかとは言いがたい政治情勢の中で、新税の徴収を初めて実施するという事情を考慮すれば、経験豊かな役人の果たす役割がほとんど決定的であったとみるのは、必ずしも見当はずれとはいえないだろう。しかし、役人主導による五分の一税の展開は、訓令の発給時、つまり実際にその徴税業務が始まる段になって初めて現れたのではなかった。この傾向は、五分の一税のそもそもの出発点においてすでに定められていたといえるのである。

五分の一税の最初のプランについて、クリュチェフスキーは、「新王朝を選定した全国会議の財政的考案である」としている。²¹⁾しかし、すでに述べたように、ヴェセロフスキーによれば、五分の一税の理念、つまり「財産と営業から (от живота своего и промыслу) 五分の一」という理念はニジニ・ノヴゴロドで最初に生まれ、それを実際に採用して多額の資金を集めるのに成功したのがミーニンであった。つまりそれは、元来、豊かで、しかもお互いをよく知る商工民たちの間で発生したものであって、農村で起こった

ものではなかったし、ましてや権力の主導によるものではまったくなかった。したがってまた、それは税であるはずがなく、あくまでも醸金が、せいぜいのところ自発的な借り入れであった。五分の一税を考察するとき、その出発点にあるこの基本的な事実を忘れてはならないだろう。この理念と手段で短期間に多くの資金を集めることに成功したミーニンのその後の活動については、よく知られている。その功績でドゥーマ会議士族の位階を与えられたミーニンが、五分の一税の導入を決定したサポールでも指導的な役割を果たしたであろうことは想像に難くない。豊かな商人が政治の世界でも影響力を増してきていた17世紀初頭という歴史的な状況を背景においたとき、われわれは初めて、五分の一税を考察するための確かな視角を獲得できるのである。

とはいえ、たとえ起源が商工民の社会からの「自然発生的」な動きにあったとしても、それがひとたび国家の政策として採用されれば、主導権は権力の手握られざるを得ない。その結果、この醸金の理念は、サポールと官署役人の手中で大きな変容を遂げることになった。ヴェセロフスキーの言葉を借りれば、「サポールと官署役人がこの理念を採用したが、その理念をまったくゆがめてしまう新たな要素をそこに持ち込んだ。官署役人と徴税委員の手の中で、簡単で合理的であった理念が、何か筋の通らないあるものに変貌し、それは研究者にとって永遠の謎となった」のである。²²⁾ 商工民による自発的な醸金は、官署役人によって税というまったくの別物に変わったというヴェセロフスキーのこの指摘は、五分の一税のもつ歴史的な性格を考察するうえ

で非常に重要である。ヴェセロフスキーによれば、役人たちによって持ち込まれた新たな要素とは、第一に、強制的な借り入れから、初めていくらか税として徴収されたことで、これについてはすでに述べた。第二に、商工民のみならず、その多くが「副業」を営んでいる「農民」の財産と営業にまで課税対象を拡大したことである。権力の確立をめざす政府にとって、これは重要な一歩であった。第二の要素によって、商工民たちの間で、利益の一定割合を自発的に提供するという形で実施されていたそれまでの「五分の一の資金」は、政府がすべての住民の肩に強制的に負わせる「五分の一税」となった。国家の危急を救うために社会の間で無理なく受け容れられていた自発的な制度が、サポールと官僚によって国家の制度として採用され、彼らにとってより扱いやすい制度に変えられたとき、社会から国家へと向けられていた従来のベクトルは反対方向に向きを変え、すべての住民の肩にかかる税に変貌したのである。この動きを主導した官署役人と徴税委員について、ヴェセロフスキーは、「官署役人たちは、(この制度の当初の)理念それ自体を理解しなかっただけでなく、それを理解しようとしなかった。それが、彼らの利益にならなかったからである。一方、徴税委員たちは、事態をよりいっそう混乱させるために、万事彼らの言いなりに行動した」と、官僚主義とそれに無批判の政治家たちをあてこすっている。²³⁾

ただし、ここが重要な点であるが、五分の一税の徴収は、役人のあれこれの思惑通りにはまったく進行しなかった。上述の第二の要素が、その象徴であろう。第1回の徴収において、政府はこの税の担い手を農民にまで拡

大した。しかしこれが処理の難しい多くの問題を誘発し、徴税の現場に混乱を生み出す要因の一つとなった。五分の一税は、商業-営業に携わる人々が醸金を提供するものとして始められたものであったから、そこに適用されていた原理を他の階層、とりわけ農民にそのまま適用するという方針には、そもそも無理があった。のみならず、同じく第1回の徴税の際に、課税最低限という、いままでになかった理念までが持ち込まれた。具体的には、査定により課税対象の評価が10ルーブリ以下の場合、五分の一税は全面的に免除されるという規定である。この理念がどんな経緯で持ち込まれたのか大変に興味深いのが、それを明らかにする史料はない。しかし、政府によって持ち込まれたこの規定が、何とかして税を免れようと決意していた農民の士気をいっそう鼓舞したことは疑いない。こうして、税の網に捕らえられるはずだった農民のほとんどが非課税とされる結果になった。またそうでなくとも、課税最低限の設定は、徴税の実務をひどく煩雑なものとしたことも疑いない。おそらくこれらの結果を踏まえてであろう、第2回目の徴収に際して、後述するように農民に対する課税原理は変更され、課税最低限の規定も廃止されてしまった。その結果、第2回の徴税のときには、徴税業務の負担は大幅に軽減された。しかし、農民の扱いの困難さという問題は残されたままであった。個々の住民の収入を正確に把握するのは、現代国家でさえ難しい。17世紀前半にそのような難題を課された徴税委員は、実際のところどのように業務を遂行したのだろうか。しかし、この問題に立ち入る前に、まず五分の一税という税制について、基本的な事柄を確認して

おこう。

II. 五分の一税

1. 税の性格と特徴

五分の一税の研究史において、重要な論点となってきたのが、課税対象が何であったのかという問題である。小稿にとって、この問題がとくに重要というわけではないが、徴税委員の業務の実態を考察するためにも、若干の検討を加えたい。

五分の一税の定義において、研究者の意見は鋭く対立している。それは所得税であったのか、それとも財産税であったのか、あるいは両者の性格を併せ持っていたのか、それともまったく別の性格を持っていたのか。142(1634)年の第6回の五分の一税徴収を詳しく研究したE.スタシエフスキーは、五分の一税は「その目的と機能によれば一般的な所得税であったが、査定の決定方法にしたがえば財産税であった」とする。²⁴⁾ 彼によれば、課税標準の査定の際には、住民のすべての動産と不動産が査定の対象となったのであり、その中には、収益を生む作業場などは無論のこと、耕地のみを例外として、収益を生み出さない不動産、例えば、住居としての家屋(двор)までも含まれたとする。ただし、このことは、五分の一税が財産の五分の一をとるものであったということの意味しない。五分の一税の使命は住民の最小の純収入をとらえることであって、査定の際の財産評価はこの純収入を確定するための手段あるいは方法にすぎなかった。では、なぜこのような査定を行ったのか。それは、個々の住民の純収入を正確に把握できるだけの資料が、政府の手中になかったからである。このような場合、権

力者は、課税対象者の財産能力を外観から評価し、そこから収入の近似値を得ようとした。これは少しもおかしなことではなく、例えば、王政復古時代のイギリスの「炉床税」や18世紀のフランスの事例が同様のものであった。例えば後者の場合、通りに面した家屋の窓、扉、門の数に応じて所得税が課されたが、これは、それらが所得税の対象であったということの意味しない。政府は、必要な収入評価の近似値を得るために、外観上の根拠に依拠しただけだったのである。以上から、スタシェフスキーの結論をあえてひとことでまとめれば、五分の一税の対象となったのは、すべての財産の評価という方法で確定された最小の純収入であった、ということになる。²⁵⁾

このスタシェフスキーの見解に多くの研究者が厳しい批判を加えている。その一人で、同じく142（1634）年の五分の一税について研究したA.M.カルパチェフは、五分の一税の査定結果は、その大部分が5ルーブリ以下であり、すべての財産を評価したとすれば、この結果は不自然である、と批判する。さらに彼は、五分の一税の査定においてすべての担税能力がその対象になったとすれば、共同体の課税標準と五分の一税のそれが大きく食い違うのはなぜか、と批判する。例えば、ニジニ・ノヴゴロドのクジモデミヤンスカヤ区（десятя）の「下位の」（молодший）ポサード民ガヴリロ・プリアニチクとエゴリエフスカヤ区の「下位の」大エイヴァン・イサコフは同じ額の国税を割り付けられていたが、五分の一税の査定では、前者が8ルーブリ、後者が2グリヴナと、まったく異なる負担を課されていた。²⁶⁾また、スタシェフスキーは住居としての家屋が査定の対象になった例

を3つ挙げているが、それらはいずれも査定の対象として家屋があげられているわけではない、とする。²⁷⁾カルパチェフの議論をこれ以上述べる余裕はないが、彼は結論として、五分の一税は現有動産からの税であり、査定人は、животишкоつまり動産の価値を評価して、「現有動産、商業と営業」（наличные животы, торги и промыслы）に課税するものであったとする。この結論はヴェセロフスキーと同じである。²⁸⁾

2. 税の徴収

五分の一税をめぐる論点でもうひとつ重要なのは、この税がそもそも、誰の、何に課されるものであったのか、という問題である。もちろん両者は密接に関連しているが、これについてはおおむね次のような見解が一般的である。それは、原理的には商人—営業民から徴収される税であり、その財産と営業から五分の一を徴収する、というものである。²⁹⁾例えばクリュチェフスキーは、1614年の税は商人に課されたとし、П.Н.ミリュコフを引用して、「査定に基づいて、収益に賦課すべきこと、財産と営業から100ルーブリを出しうる者からは、その五分の一の20ルーブリを、それより多く、または少なく出しうる者からは、同じ計算に基づいて徴収すべきこと（от избытков по окладу, кто может от живота своего и промыслу на 100 рублей, с того взять пятую долю—двадцать рублей, а кто может больше или меньше, и с того взять по тому же расчету）」という1614年のサボールの決定を伝えている。³⁰⁾五分の一税の徴収が回を重ねても、基本的には

この原則が繰り返された。例えば、徴税委員に対する1634年の命令書では、「誰であれ何かを商っている者、どんな仕事であれ営業を営む者、あるいは誰であれ何らかの手仕事を営む者」(чей кто-нибудь, чем кто ни торгует и промыслом каким ни промышляет, или рукоделье какое кто ни делает)に課税すべきことが指示されている。³¹⁾また、実際に徴税に当たった徴税委員の報告書にも、通常、「あらゆる商業および営業を営む者たち」に課税を行った旨が書かれている。³²⁾しかし、実際に課税対象の査定と徴税にあたる査定人や徴税委員にとって、この原則は、文字通り、原則以上のものではなかった。政府の主導で課税の対象に農民が加えられたという事実が、とりわけ彼らを困惑させたであろう。例えば、非常に多くの農民が、あれこれの農業生産物を市場で売却して貨幣を手に入れていたことは周知の事実である。原則に照らして、彼らは商人なのか、農民なのか。また、自分が作った手工業品を市場で売却していた多数の農民は、営業民に分類すべきなのか、それとも農民と判断して非課税とすべきなのか。徴税を何度くり返しても、この問いに十分な答えを準備するのは不可能であったろう。したがってその判断は、最終的には、徴税の実務を担った徴税委員による現場での判断に委ねられざるを得なかった。そこで、われわれも、徴税委員の報告書あるいは課税された側の不満と反発を伝える嘆願書に目を向け、五分の一税徴収の現場で、実際のところ何が起こっていたのかを検討しよう。

宮内官署(Большое Дворец)に属していた北部のヴァガ郡に142年に赴いた徴税委

員は、次のような者たちから五分の一税を取り立てるように命令されていた。「ヴァガ郡のあらゆる地域の、次のようなすべての農民たちから。あらゆる商品を買い、商業的な営業を営み、松脂を蒸留してタールを作り、あるいは自分の耕作以外に何か商業的な副業を営んでいる者たち(которые торгуют всякими товары и торговыми промыслами промышляют и смолу топят и деготь курят, или сверг своих пашен каким торговым промыслом промышляют)……また、獣、魚、小鳥を捕まえ、松脂を蒸留して商業、営業を営んでいる者たち、これらすべての者たちの五分の一税を査定し、税を徴収すべきである(тех всех пятинною денгою окладывают и денги збират)」。³³⁾また、冶金業で知られていたウースチュジナでも、「自分の耕作以外の副業的な商業を営んでいる農民たち」から五分の一税をとるように命じられている。³⁴⁾しかし、この命令に従って徴税を行うと、住民の側からの反発に遭遇した。ウースチュジナの人々は、次のような嘆願を行った。「君主よ、件の郷の農民たちは、ウースチュクで、税のために、ライムギあるいはオオムギあるいはオートムギおよびホップ1チェトヴェルチ、あるいは10チェトヴェルチ、あるいは20チェトヴェルチ、およびラシャ、家畜を売却し、鉄を溶解しておりますが、これらのすべてが五分の一税のための関税簿(таможенная книга)に記録されております。その貨幣で、君主たるあなた様の税を支払っているのであり、商いはいたしておりません(и тьми денгами платят твои государевы подати, а не

торгуют)。しかるに徴税人たちはこれらの農民たちを商人と呼び、五分の一税を要求しております (А зборщики и тех крестьян называют торговыми людьми, и пятину правят)。³⁵⁾ 徴税委員は、命令に従って、何かを売却して貨幣を得ている者たちのすべてを商人とみなして五分の一税を徴収したのであるが、当の住民たちにとって、市場での「商品」の売却は、利益を追求しているのではなく、税を納めるために行っている行為なのだから、その結果に課税するのはまったく不当な行為であると反論したのである。この嘆願の結果は不明であるが、前出のヴァガの住民は次のような文書を、宮内官署から得ていた。そこには「件の農民たちは、自分の穀物を持って筏でホルモゴールィに行き、君主のすべての税を支払うためにそれを売却している。これらの農民たちから五分の一税を徴収してはならない (которые крестьяне на плотах х Колмогорам с своим хлебом плавают, а продают для платежу государевых всяких подачей, и с тех крестьян пятинных денег имат не велено)。』とあった。³⁶⁾ ヴァガの住民はこの文書を根拠に、商業を行わず、耕作のみを行う農民たちが公課負担地にいるのなら、その者たちから五分の一税を取るべきではないと主張した。今度は政府から、「商いをせず、耕作以外にいかなる営業も行っていない農民たちは、君主のすべての税を耕作のみから支払っている。それゆえ、これらの農民の五分の一税を査定し、彼らから不法に税を徴収してはならない (а пашенных крестьян, которые

не торгуют и никакими промыслы оприч пашен не промышленяют, государевы всякие подати платят с одних пашен, и тех крестьян пятинною денгою окладывают и продажи имь чинити не велено)。』という回答があった。³⁷⁾

これらの史料を引用して、スタシェフスキーは、その商品の販売目的が消費すなわち国税の支払いであって、商品の更なる購入や売却にあるわけではない場合、彼らは商人とはみなされず、五分の一税を課されることはなかったと主張した。つまり、その者たちが農民であるのか商人であるのかは、販売の目的が何であったのかによる、ということになる。しかし、スタシェフスキー自身が認めているように、その販売が消費目的なのか、それとも利益追求のためなのか、徴税委員がそれを判断するのは至難だったろう。その目的が何であれ、市場で商品を販売して貨幣を入手するという行為そのものに違いはないからである。

同じ史料について、スタシェフスキーの解釈を批判するカルパチェフは、前掲のウースチュジナとヴァガの史料で住民たちが強調しているのは、その販売の目的についてではなく、彼らにとって、商行為が決して本質的なものではなく、貨幣を入手するためという二次的な意味しか持っていないこと、つまり、徴税委員の言葉を借りて言えば、彼らは商人ではなく、農民なのだということを強調しているのである、と主張した。彼によれば、「その目的意識ではなく、商業—営業との（農業の）結びつきの程度」が、非課税の可否を決定する要因であったということになる。³⁸⁾

両者の見解を、ここで詳細に検討する余裕はない。われわれにとって重要なのは、五分の一税の賦課の実態とその歴史的な意味の追究である。これを、いま問題になっているところにひきつけて言えば、農民と市場とのかかわりについて、販売の目的あるいはその程度のいずれに関心があったにせよ、徴税委員はともかく現状を把握しなければならず、そのためには何らかの査察・査定を試みたはずである。そして、彼らにそのための十分な能力が備わっていたことが確認されるなら、そのとき初めてスタシェフスキーやカルパチエフの主張を検討することが可能となる。しかし、もし徴税委員の側にそれを調査するだけの手段と能力が欠けていたとすれば、農民と商業とのかかわりについて彼らがどのような判断基準を持っていようと、住民に対するその対応は、結局のところ、別の論理と基準に依拠するしかなかったであろう。そこで、徴税委員の実際の業務がどのようなものであったのか、改めて検討してみよう。

3. ロシア社会と五分の一税

第1回の徴税業務には、全体としてかなりの時間がかかった。多くの徴税委員は1614年4月に訓令を受け取り、5月に行動を開始した。だが実際に徴税業務が始められたのは同年夏のこと、翌1615年1-2月になってようやく資金が国庫に届けられた。³⁹⁾ ちなみに、先に名をあげたヴァガでは、1614年の夏に始められた徴税が翌年の3月になっても終わっておらず、同じ徴税委員によるプストオゼロの徴税にはまだ手がつけられていなかったという。⁴⁰⁾ このように業務が長引いた理由の一つは、五分の一税の徴収原理がこれまでとは

まったく異なるものによって、徴税委員にとって、そもそも非常に困難な業務を求められていたからである。

すでに述べたように、これまでの税制においては、政府が、ポサードや農村共同体などの担税共同体に対して、あらかじめ作成されているソハー台帳に基づいて税の総額を決定し、その確実な納付を共同体に義務付ける。一方、共同体は、定められたその税額を、すべての成員が能力に応じて公正・公平に負担するように適切に割り付ける。各成員は、隣人に税を負担する能力が十分でない場合、自分の分と隣人の不足分を合わせて負担しなければならなかった。これが、一括賦課方式(репартиционная система)である。この方式は、課税台帳さえ有効であれば、課税が容易であるし、税の滞納もほとんどないこと、個々の住民の担税能力を逐一査定する必要がないこと、税負担の公平・公正の確保という難題は共同体がこれを果たすので、政府が責任を持つ必要がないことなど、政府にとってはきわめて都合のよい徴税方式であった。しかし今回、政府は、五分の一税について、この便利でなじみのある方式を避けて、あえて新しい個別賦課方式(квотативная система)の導入に踏み切った。これは、政府が各担税民の経済力を個別に評価・査定して、それぞれについて課税標準を設定するものであった。この方式の長所は、政府が個々の担税民の能力を直接把握できるため、社会に対する権力の統制力が格段に増すこと、その結果、税率しだいで大幅な増徴も可能であることなどが挙げられる。しかし、この方式では、先にあげた一括賦課方式の長所が完全に失われる。最大の問題は、

国家権力が、あらゆる手段を駆使して税を免れようとする個々の担税民と直接対峙して、課税対象を適切・公正に査定しなければならぬということである。ヴェセロフスキーの言葉を借りれば、「個別賦課方式が国庫にとって便利で可能性があるのは、この課題を遂行するだけの十分な訓練を受けたスタッフがいて、その助けで国庫が、税を免れようとするすべての人々の避けがたい志向と上首尾に戦うことができるときだけである」。⁴¹⁾ この条件を十分に満たすことができるのはおそらく現代国家のみであって、少なくとも当時のロシア（モスクワ国家）政府には、個々の住民の財産や収入を直接、正確に把握するための条件が整っていたとは思われない。にもかかわらず、サポールと、いまだ十分な権力を確立していたとは言いがたいミハイル政府は、あえてこの困難な方式を採用した。それは、動乱による社会秩序や諸制度の崩壊によって既存の課税台帳が役に立たなくなって徴税が行き詰まっていたこと、同じ事情から、免税特権を持つ者たちの影響力が相対的に強まっていたため、何らかの新たな対策を早急にたてる必要があったことなど、やむをえない事情に促されたものであったと思われる。そのとき新たな税の先例として、首都解放軍の事例に倣うことが選択されたのであろう。⁴²⁾

しかしこの税制は、新たに組織された徴税委員会に大きな負担と困難をもたらすものとなった。その理由の一つは、動乱時代の混乱がまだ収まっておらず、社会全体がなお不穏な状況にあったために、委員会の活動そのものがしばしば阻害されたことである。しかしより本質的な理由は、個々の住民の経済力・担税能力を正確に把握・査定するための手段

が、この委員会に欠けていたことであった。まず、前者の事情からみていこう。

新政権が誕生したといっても、首都モスクワの周辺を含めて、実質的にはなお動乱が続いていたといっても過言ではなかった。⁴³⁾ 例えば、ベローゼロに派遣された前述の掌院マルケルとその同役たちは、使節官署に次のように報告している。「あなた様の僕であるわれらはベローゼロに到着しましたが、そのとき盗人のカザークたちがヴォーログダから撤退してきました。(1615年) 1月7日のことです。……君主よ、ベローゼロ郡ではいたるところにカザークがいて、道路をふさぎ、略奪を働いています。また、君主よ、チャロンドとポシェホニエにはいかなる砦もなく、税の徴収は不可能です。地方長官たちも散り散りになり、盗人のカザークたちは、立ち去らずに腰を落ち着けています。そして君主よ、多くの村や小村が焼き払われ、農民たちは追い払われています」。⁴⁴⁾ さらに別の報告で、同じ徴税委員は、カザークたちが郡内にとどまっているため、そこに徴税人を送ることができないことを述べたあと、「農民たちは盗人のカザークを避けて、ベローゼロのポサードと郡からベローゼロの城砦(город)に逃げ込んでおり、私どもは税を集めているのですが、徴収された君主たるあなた様のための税を、今は君主たるあなた様のところに送ることができません(деньги собираем, а сборных твоих государевых денег ныне к тебе, ко государю, послати не мочно)。カザークたちは、ベローゼロ周辺にとどまっていて、ベローゼロの郡と郷で焼き討ちと強奪を行っています」(ベローゼロでの五分の一税の徴収に関す

る使節官署の文書。1615年2－4月)。⁴⁵⁾新政権の成立後も、カザークたちが徒党を組んで跳梁していたこの時期、そもそも徴税どころではないところも多かったであろう。

また、サボールの決定では、五分の一税はロシア全土で実施されることになっていたから、これを厳密に解釈すれば、外国人はもとより、異民族からも徴税しなければならなかった。しかし、カザーク地域の徴税にあたったA. シツキー公と書記官が「チュヴァシ人とチェレミス人については君主たるあなた様の勅令がなく、彼らについては何の指示もありません」と官署に問い合わせをしているところをみると、現実には官署役人もそこまで手がまわらなかったらしい。これに対する回答で、官署は、チュヴァシ人とチェレミス人から「懇請によって (в запрос)」資金を求め、自分の財産、商業、営業から可能な限り資金を君主に支払うことで (денег с своих животов и с товаров и с промыслов дали, сколько кому возможно) 務めを果たすように」彼らに伝えること、そして、その代償に、彼らには、今後、あらゆる義務負担と貢租が免除されることなどを指示した。⁴⁶⁾しかし、徴税委員は、身の危険を感じて、結局、徴税を断念する。

あるいはスパソ・カーメンヌイ修道院の掌院ピチリムとその同役たちは、アルハンゲリ地方の徴税の報告書の中で、「君主よ、徴税額はわずかです。というのも、トーチマとトーチマ郡、およびウスチヤンスキー郷は、リトアニアの人々、チェルカース、カザークたちによって荒らされ、多くの者たちが追い払われてしまったからです。」と述べていた。また製塩業で有名なソリ・ヴィチェゴーツクでは、

訓令によって、店舗、作業場、営業を見逃さないように命じられていたけれども、「ソリには、君主よ、店舗も作業場もありません。リトアニア人たちが焼いてしまいました。また多くの人々が殺されたといわれています。」と書き記している。同様の事例は少なくない。⁴⁷⁾徴税委員たちが自分の課題を遂行しなければならなかったのは、こういう環境においてであった。ヴェセロフスキーは、「彼らには、財産と営業についての査察や五分の一税の査定のために、委任された人員を郡に送る可能性がときにはまったくなく、ポサードに留まらざるを得なかった。」と述べている。⁴⁸⁾このような状況では、官署役人も、現地での徴税委員の活動をそのまま認めるしかなかったであろう。一般的な原則はもとより、訓令による指示さえも、何の役にも立たなかったと思われるからである。

しかし、多くの徴税委員にとって、本当の苦勞は、一見平穩に見える赴任地のポサードや郡にこそあった。住民の財産と収入の査定という重大な使命を帯びていたものの、彼らにはそれを確実に実行するための手段がほとんどなかったからである。しかも、現地の事情に疎い彼らを援助する役割を負っていた査定人たちは、「官署と徴税委員の観点からすると、(税逃れの) 受身の共犯者だった」。⁴⁹⁾むしろ、査定人にも徴税委員にも、いろいろの人々がいたことは確かである。しかし多くの場合、自ら査定に乗り出す徴税委員は少なく、そのため課税標準の査定を事実上牛耳っていた査定人たちは、徴税業務のあらゆる過程を通して可能な限り課税対象を隠匿し、査定を低く抑えて、自らの仲間たちの利害を堅持しようと試みるのが普通であった。言うまでも

ないことであるが、査定される側の住民たちも、税をのがれるために精力的に行動した。例えば、前出の掌院ピチリムとその同役たちは、ソリ・ヴィチェゴーツクでの徴税について次のように報告している。「君主よ、多くの者たちが自らの財産と営業を隠し、真実を申しません (Многие, государь, люди животы свои и промыслы таят и правды не сказывают.)。選ばれた良き者たち、中位の者たち、下位の者たちの査定人たちは、お互いに庇いあっており、良き者は良き者の財産を、中位の者は中位の者(の財産)を、下位の者は下位の者(の財産)を隠しております。また、ポサード民は郷の農民たちについて庇いだてし、郷の農民たちはポサード民について庇いだてしております。もし下位の者たちが、良き者たちについて、中位の者たちおよびすべての者たちについて隠し立てすることを望まないとしても、この者たちは、良き者たちと中位の者たちとすべての人々の陰謀を恐れて、彼らの財産と営業についてあえて語ろうとはしません (А которые молодшие люди и не хотят скрывать про лучших и про середних и про всяких людей, и те люди, боясь заговора лучших и середних и всяких людей, про их животы и промыслы сказывать не смеют)。それで、多くの人々が、下位および貧困者として申告され、査定されております (И многих людей окладывают и сказывают молодшими и бедными людьми)」。⁵⁰⁾

このような状況下で、徴税委員は、個別賦課方式を実行しなければならなかった。ここ

から、いくつかの問題が生じる。まずサボールの決定を受けた使節官署の訓令について、すでに述べたように、地域によって異なった内容のものがあった。これ自体は、種々の地域差と事態の複雑さを考えれば、当然予想されるところである。ただ、これでは説明できそうにないものもある。例えばクリュチェフスキーによれば、あるところでは、五分の一税を財産税と解釈して担税者の財産目録を作成しようとして反発をかったり、またあるところでは、銃兵隊税のような通常の税に上乘せして徴収したりした。⁵¹⁾ またヴェセロフスキーも、各地の徴税委員の活動を逐一検討して、従来課税に用いられているソハー台帳で査定したり、⁵²⁾ カザーニその他の場合のように、課税最低限10ルーブリを無視して全員に割り付けた事例のように、原則の理念とは異なる方法で徴税を行った種々の事例を明らかにしている。⁵³⁾ しかもこれらは業務完了後の公的な報告書に記載されているのであり、とりわけカザーニの場合には、査定人が「自らの判断で」(по своему ведомо) そのように措置したと明記されている。ヴェセロフスキーはこれについて、「査定人自身と良き人々」による圧力を推測している。⁵⁴⁾

ひとことでいえば、個別賦課方式による五分の一税の徴収は、最初の徴税で早くも存続の危機に立たされた。第1回の徴税は、住民の間に大きな混乱と不満を引き起こしただけで、予定していた歳入は得られなかった。そこで政府も、直ちに五分の一税の修正にとりかかった。その後の重要な修正について、ごく簡潔に述べておこう。⁵⁵⁾ 前にも述べたように、123 (1614/15) 年の第2回の徴税に際して、10ルーブリの課税最低限の規定が廃止

された。この規定が徴税委員に極めて煩雑な業務を強いただけでなく、多数の住民の税逃れを助長したからであろう。また同じく第2回には、農民に対してソハーから120ルーブリずつの一括賦課方式が採用された。この方針転換は、政府にとっては適切な判断であったと思われる。住民はこの方式に慣れており、隣人の不足分を補うという発想にもなじんでいたからである。また124-125年の3回目の徴税では、最終的に個別賦課方式を捨て去って、主として商人から徴税されるという点を除けば、ソハーによる税とほとんど一体化していく。だが、この税に関しては、免税特権が認められなくなった。さらに127 (1618/19) 年の徴税では、その徴収が地方長官の手に移されて、他の諸税に合流していく。ただ、五分の一税の課税標準は、ソハー台帳に基づくのではなく、前回は行われた徴税の課税標準に基づいてサポールが決定することになっていた。かつて国家の危機に臨時税として登場した五分の一税は、実質的には他の税と一体化していくが、形式的にはなお、いつでも国家の危機に対応できるようになっていたのである。

こうして、新しい原理にたっていた新税の五分の一税は、17世紀前半には、これまでのなじみの税体系と一体化していった。その結果、141 (1632/33) 年の徴税では、査定に対する住民の不満の訴えはめっきり減少したのである。⁵⁶⁾

おわりに

ロシアでは、17世紀にはいつて政治の深刻な混乱はあったものの、市場の発達を押しとどめられることはなかった。⁵⁷⁾ その意味で、商

人と営業民以外に、「農民」を新税の対象に加えたのは、政府にとって前進であった。市場の発達、都市だけではなく農村での活発な商取引によるものでもあったからである。これには、既述のように、国有地・御料地などの農民による副業としての営業および商業活動があったが、もっとも重要であったのは、領主たち、とりわけ修道院によってきわめて意図的・計画的に遂行されていた商業と各種営業活動の振興策であった。⁵⁸⁾

これが大きな意味を持ったのは、修道院の場合、それらの活動の多くが免税特権に守られていたからである。修道院は自己の支配する免税村(スロボダ)に、農民と称する多くの住民を居住させていたが、そのなかには、農業にはほとんど従事せず、もっぱら手工業製品の製作や商品の売買に携わる者たちも少なくなかった。彼らは、修道院の免税特権を背景に、農村のみならず、都市のポサードにまで入り込んで、幅広く商品の売買に携わった。しかし、すでに述べたように、ポサードは単なる商工地区にとどまるものではなく、政府から課される各種の税や賦課金を共同で負担する担税民の共同体にほかならなかった。そのポサードで、少なからぬ「商人」が免税されて取引を行うのは、ポサード民=担税民にとっては深刻な事態であった。このような状況では、ポサード民が修道院に託身してその隷属民となり、免税の恩恵に浴する事例が普通のこととなったからである。託身によるポサード民の担税共同体からの離脱は、残されたポサード民の税負担をますます重くするものであった。そこで、ポサード共同体は、その指導者である長老を中心に、託身の禁止と修道院領内に「逃亡」したかつての担税民

の連れ戻しを政府に嘆願した。こうして、ポサードと修道院の長く続く厳しい抗争が始まる。政府は、自らの支持基盤である修道院の保護と、自らの財政基盤であるポサード共同体の保護という、二律背反の難題に直面した。⁵⁹⁾一方、まったく同じ構図が農村でも進行していたのは、周知のことであろう。修道院をはじめとする大領主と中小領主である士族層の間の、農民の移転の権利をめぐる対立である。ここでも政府は、二律背反に直面した。⁶⁰⁾現状がこうであったから、双方の嘆願に対する政府の回答も妥協的で中途半端にならざるを得なかったし、しばしば矛盾した方針を打ち出さざるを得なかった。のみならず、厳しい対立・抗争の中で、ときには政府の命令自体が当事者たちによって無視されることもあった。⁶¹⁾小稿で検討した五分の一税についても、いま述べたような税負担をめぐる社会内部の厳しい対立抗争、一貫性を欠く政府の対応などを背景において理解する必要がある。ただ、五分の一税の場合、最終的には従来の税制の一部に組み込まれることで、ロシア社会に定着していった。ミハイル政府にとって、それは、あるいは当初意図したものとは異なる形であったかもしれない。それでも、これによって政府は、従来の社会対立に直接の利害関係を持たない大商人を有力な権力基盤として掌握したのみならず、農村やポサードで展開される広範な商業・営業活動にも、たとえ不十分なものであったとしても、新たに税の網をかぶせることに成功したのである。この成果は、成立間もないミハイル政府に新しい展望を開くものであったと思われる。

註

- 1) この戦争については、拙稿「スモレンスク戦争とロシアの軍隊」『ロシア史研究』第66号(2000年)および「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争—スモレンスク戦争(1632—34年)再考—」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第19号(2018年。以下、「再考」と略記)を参照。
- 2) Л.В.Черепнин. Земские соборы 1632 и 1634 гг. В кн.:Из истории феодальной России.Статьи и очерки.Л., 1978, стр.133—140 ;Его же. Земские соборы Русского государства в XVI—XVII вв.М., 1978. стр.245—252.ゼムスキー・サポールについては、全国会議という訳語が定着している。ただ、全国会議にも、その参加者や権限、影響力などを異にする種々のものがある。小稿では、この種の会議の総称として、サポールの語を用いる。サポールについては、稿を改めて検討したい。ちなみに、国家権力(行政権力)と「議会」との関係には、多かれ少なかれ、歴史的に形成されてきた当該社会の政治文化が反映されざるをえない。例えば、ロシアPTPが伝える次の発言から、現代ロシア議会の特徴の一端を読み取ることは、それほど難しくはないであろう。「プーチン大統領が年次教書の中で、国家としての課題を示してくれました。われわれは、その法整備に全力で取り組みました。法整備が早ければ早いほど、それだけ政府も迅速に実行に移せるからです。」(下院議事日程終了後の記者会見におけるヴァチェスラフ・ポロディン下院議長の発言。NHKBS1「ワールドニュース」2018年7月28日放送)。
- 3) 当時ロシアで用いられていた天地創造紀年では、新年は9月1日に始まった。したがって、史料の記述について対応する西暦年を正確に同定できない場合あるいは複数の西暦

- 年にまたがる場合、小稿では、研究史で慣例となっているところにしたがい、史料に現れる天地創造紀年の表記をそのまま用いることがある。
- 4) В.О. Ключевский. Курс русской истории. ч. III. М., 1988. стр. 219. В.О. Ключевский / 八重樫喬任訳『ロシア史講話』3 (恒文社、1982年) 272頁。
 - 5) С. Б. Веселовский. Семь сборов запросных и пятинных денег в первые годы царствования Михаила Федоровича. М., 1909 г. стр.29. なお、「五分の一税」の概念に、121年の懇請金の「徴収」を含める場合も多い。文献で、「Запросные и пятинные денюги」と表現される場合がそれである。ただ、小稿の問題関心から言えば、懇請金とはとくに重要というわけではない。したがって小稿では、122年以降に実施された、いわゆる「五分の一資金」(Пятинные денюги)のみを「五分の一税」(Пятинные налоги)と考えたい。
 - 6) 17世紀のロシアの財政および税制については、さしあたり、Очерки истории СССР. Период феодализма XVII в. Под ред. А.А.Новосельского, Н.В.Устюгова. М., 1955. стр.411-439.— В дальнейшем: Очерки.; А.О.Абашев. Налоговая система России. X-начало XX в. Хабаровск. 2017. стр.31-43; В.О. Ключевский. Указ. соч. стр. 200-222. Ключевский, В.О. 前掲訳書、252-278頁。松木栄三編訳『ピョートル前夜のロシア——亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』(彩流社、2003年) 238-240頁など参照。
 - 7) 銃兵税については、松木栄三「モスクヴィアの銃兵」同『ロシアと黒海・地中海世界——人と文化の交流史』(風行社、2018年) 154-168頁、捕虜買戻し税については、同「クリミア・タタールとロシア人「捕虜奴隷」——16-17世紀のロシア=黒海・地中海関係から」同、前掲書、123-153頁参照。
 - 8) Очерки. стр. 412.
 - 9) Л.В.Черепнин. Указ. соч. стр. 218; С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр.26.
 - 10) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 52.
 - 11) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 27-28.
 - 12) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 35. ヴェセロフスキーはこれをпятинщикиと表現しているが、сборщикиと表現する研究者も多い。いずれにせよ、彼らはサポールによって正式に作られた委員会の委員として活動したのであるから、ここでは単なる徴税人ではなく、徴税委員と訳した。
 - 13) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 35-36.
 - 14) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 36.
 - 15) Там же.
 - 16) Там же, стр.28.
 - 17) Там же, стр.29.
 - 18) Там же.
 - 19) Там же, стр.27.
 - 20) Там же, стр.28.
 - 21) В.О. Ключевский. Указ. соч. стр. 219. Ключевский, В.О. 前掲訳書、272頁。
 - 22) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 52.
 - 23) Там же, стр.52-53.
 - 24) Е. Сташевский. Пятина 142-го года и торгово-промышленные центры Московского государства. «Журнал Министерства народного просвещения» («ЖМН

- П)) ч. XXXVIII. СПб., 1912. апрель.
стр. 275.
- 25) Там же, стр. 303.
- 26) А. М. Карпачев. Пятна 1634 (142)
года как источник для изучения
социально-экономической истории
Московского государства.
《Исторические записки》 No.33.
стр.237.
- 27) Там же, стр. 238—239.
- 28) Там же, стр. 242—243.
С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр.
56—57. Весе́ловскийによつて、徴税委員が不動産（住居としての家屋）から五分の一税を徴収しようとした例がひとつだけある。しかし、これは職権濫用の可能性があり、住民からは、「徴税委員が不動産を査定している」という不満の嘆願書が提出されている。ここでは、財産税か、所得税かという区別にこだわることにはあまり意味がない、というヴェセロフスキーの指摘を記憶にとどめておきたい。五分の一税が課されているときには、他の税も同時に課されているのであり、実際には、財産からも、現有資産の収入からも支払われたはずであつて、両者を区別することはできない、というのである。彼によれば、そもそも二つの税は、理論としては区別できて、実際の支払いにおいては区別できないのであり、「財産税と所得税の純粹の形態は現代の産物である」。 Там же, стр.51.
- 29) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 30.
- 30) В. О. Ключевский. Указ. соч. стр. 219. Крюче́вский、前掲訳書、272頁。訳文は、若干変更した。
- 31) А. М. Карпачев. Указ. ст. стр.232.
- 32) Там же, стр.233.
- 33) Е. Сташевский. Указ. ст. стр.260.
- 34) Там же.
- 35) Там же, стр. 260—261.
- 36) Там же, стр. 261.
- 37) Там же.
- 38) А. М. Карпачев. Указ. ст. стр. 233—235.
- 39) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 33.
- 40) Там же.
- 41) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 34.
- 42) Весе́ловскийは、西欧におけるこの方式の事例として、1865年のイタリアの例を引いている。ロシアの場合と同様、ここでも政治的・軍事的な危機を背景にしていることに注意したい。
С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 34—35.
- 43) これについては、拙稿「再考」参照。
- 44) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 38—39.
- 45) Там же, стр.39.
- 46) Там же.
- 47) Там же, стр.40—41.
- 48) Там же, стр.41.
- 49) Там же, стр.36.
- 50) Там же, стр.42.
- 51) В. О. Ключевский. Указ. соч. стр. 220. Крюче́вский、前掲訳書、273頁。ちなみに、Крюче́вскийは、「この税の真意をより正しく理解したのは、それを商業流通税と解して関税表によつて計算し、その価格の五分の一を徴収した地方であつた」と述べているが、これには疑問もある。頼りになる資料が何もない中で、確かに関税簿は五分の一税の査定のためのほとんど唯一の有力な手段であり、実際にかなり用いられた。しかし、関税簿は、ある商人が関わつた多くの取引のごく一部を断片的にとらえたもので、五分の一税が想定している課税標準には、

- 本来適応しないものであった。
- С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 47.
- 52) 共同体の手元にある税の割り付け表で査定することも広く行われていたが、これも五分の一税の査定には、本来ふさわしくない。五分の一税は、担税者の絶対的な経済力を評価すべきであるが、共同体の割り付け表は成員相互の経済力を相対的に示しているだけだからである。
- 53) С. Б. Веселовский. Указ. соч. стр. 42—44.
- 54) Там же, стр.43.
- 55) 以下の記述については、Е. Сташевский. Указ. ст. стр.277—281 ; А. М. Карпачев. Указ. ст. стр. 244—247. を参照。
- 56) Е. Сташевский. Указ. ст. стр.281.
- 57) 小稿では、モスクワにおける大商人の活動あるいは政府とその関係などの重要な問題に言及することができなかった。これについては、栗生沢猛夫「ゴスチ考」『スラヴ研究』32号（1985年）参照。
- 58) 以下の叙述については、鳥山成人「17世紀ロシアの“商業的農民”と都市の“免税者”——ニジニ=ノヴゴロドの修道院領農民を中心に——」『中央大学文学部紀要 史学科』37号（1992年）を参照。
- 59) 税制と都市自治の関連については、吉田俊則「ロシアの都市自治に関する一試論——16・17世紀トロベツ市を素材として——」『北大史学』第22号（1982年）を参照。
- 60) 栗生沢氏は、16世紀後半に始まる農民の農奴化の過程が、都市と都市民（非農民）をも巻き込んだ広範なものであったことに、とくに注意を喚起している。栗生沢、前掲論文、21頁。
- 61) 鳥山成人、前掲論文、39頁。